

（注：本質問事項は原則として貴局管轄収容場における昨年1年間の状況を対象としています。）

入管側出席者；総務課渉外調整官山中氏、処遇統括河合氏、審判部門仮放免担当中出氏、就労永住審査部門難民担当出来氏、執行部門宮本氏

1. 収容の状況について

（1）現在の被収容者数を男女別、国籍別にお教えてください。また、難民認定申請中の人数及びLGBTの人数をお教えてください。

今日現在109名（男性93名、女性16名）。国籍は28カ国に渡っているが、上位はベトナム19名、中国10名、ブラジル10名、フィリピン9名。難民認定申請中（一次）15名、LGBT0名

（2）収容期間について。

法務省によると2017年12月19日現在での東京入管、名古屋入管、大阪入管の収容状況は以下の結果でした。大阪入管の長期収容が他施設と比較して顕著のように思われますが、原因は何ですか。

入管名	1年未満	1年～1年半	1年半～2年	2年～2年半	2年半～3年	3年以上	合計	1年以上収容の割合(%)
東京	502	18	7	0	0	0	527	4.7
名古屋	186	13	0	0	0	0	199	6.5
大阪	85	15	5	2	2	1	110	22.7

近年送還を頑なに拒否する人が増加していることから、収容が長期化している。3局で2年以上収容されている人がいるのは大阪だけであるが、難民認定申請中や訴訟継続中のために送還ができない場合もあるなど、個々の事情が異なるので一概に原因を特定できない。病気治療などが必要な場合には仮放免制度を利用してできるだけ長期収容を回避する様にしているが、例えば刑事罰を受けた者など社会に出すことが好ましくない場合などにはできないこともある。何れにしても仮放免するかしないかは個別の事案に応じて判断することになる。

（3）（国会議員からの質問に対する貴局の回答では）2017年中の仮放免者数は23名、うち難民認定手続き中であった者は0名、仮放免申請に基づいて仮放免された者は5名とのことですが、申請に基づかないで仮放免をされたのはどういう理由によるものですか。

申請に基づかないで仮放免をされたのは幼児、病気治療を要する高齢者の場合である。（幼児は書類上は母親と一緒に収容された形となっているが実際には収容されていない。母親と共に退去強制手続をした上で職権で幼児の仮放免手続をする。）

（4）部門別正規職員数、及び医師と看護師の数及び勤務体制についてお教えてください。

職員数166名（うち処遇部門28名）。非常勤嘱託医師1名が週二回各2時間診療（1回あたり14、15名を診療）。看護師が土日祝日を除き9時から17時まで勤務。

（5）医師による診察を申し込んだ数、受診した数、及び外部の医療機関に移送した数を診療科目別にお教えてください。また、救急搬送は何件でしたか。

診察を申し込んだ数1029件、庁内受診した数606件。

外部の医療機関に移送した数は279件で、主な科目は歯科71、整形外科69、救急外来22、皮膚科20、精神科17、放射線科13、内科11、その他、外科、泌尿器科、呼吸器内科等がある。救急搬送22件。

医師による診察を申し込んだにもかかわらず不許可にした数、およびその理由をお教えてください。

不許可にした数は120件。不許可理由は常備薬等に対応し経過観察する場合、具体的な症状の訴えがない場合、例えば足が痛いと訴えているにも関わらずサッカーに興じているなど、日常生活の状況など総合的に判断して不許可にする場合がある。

一昨年の参観時に、診察申し出を不許可にした場合には常備薬に対応し経過を観察するとのことでしたが、昨年も同様のことが行われていた場合に、常備薬の処方はどのように行われていたのでしょうか。

常備薬とは処遇規則30条2項、処遇細則に基づき備え付けている一般的な風邪薬などの市販薬となる。検討の結果、医師の診療を受けさせた場合には医師や看護師の指導を踏まえた適切な常備薬を被收容者からの申し出に基づいて服用させている。医師や看護師から特段の指示がない場合には、すでに服用している常備薬との飲み合わせに配慮して服用させている。

昨年3月に東日本センターで被收容者のベトナム人男性がくも膜下出血で死亡しましたが、夜間や休日などに被收容者が痛みを訴えた場合にはどのように対応していますか。

血圧や体温などの測定結果に異常がない場合であっても、安易に重篤な症状ではないと判断せずに躊躇なく救急車の出動を要請している。

(6) 過去2年間、1年毎における自傷行為の件数、及び自殺件数をお教えてください。

自傷行為はH28年6件、H29年5件。自殺件数は両年ともなし。

(7) 被收容者が3日以上拒食をした件数をお教えてください。

3日以上官給食を取らなかったものは9月に1件発生。拒食期間は7日間。

(8) 国費送還者、自費送還者数およびそれぞれについての送還忌避者数をお教えてください。また、送還忌避者のうち、難民不認定処分に係る不服申立て棄却について送還前日に告知を受けたものの数をお教えてください。

国費送還者67名（うち送還忌避者19名）、自費送還者数456名（送還忌避者なし）

送還1日前に告知を受けた者3件、2日前に告知を受けた者1件、当日告知を受けた者1件。

2. 処遇について

(1) 規則第2条に基づき、被收容者の生活様式の尊重をし、第2条の2に基づく意見聴取を行いましたか。また、聴取の回数をお教えてください。

意見聴取を行なった。回数は4件

(2) 規則第41条に基づく被收容者の処遇に関する申し出や請求の件数および内容についてお教えてください。

申し出総数7,799件。

事件手続き関係（違反調査及び違反審査、仮放免担当者との面接）	336件
処遇関係（物品給与、貸与品の交換、診療申出、食事の変更など）	1,558件
その他（航空チケット購入、時間外電話、荷物整理）	5,905件

(3) 規則第41条の2に基づく被收容者から収容に関する不服の申し出の件数および内容についてお教えてください。

5 件。主な内容は、職員の対応に対するもの、病気への処置。

(4) 規則第 4 1 条の 3 に基づき、被收容者が不服の申し出の判定に不服があり、異議を申し出た件数および内容についてお教えください。また、これらの事案はその後どのようなようになったのでしょうか。

4 件。主な内容は、職員の対応に関するもの、病気への処置。理由なしの告知を行った。

(5) 規則第 4 1 条関連の申し出、請求、不服の申し出、異議の申し出についての制度内容を、被收容者にどのように告知していますか。

入所手続き時に説明するほか、問い合わせ申し出があった際には説明している。13ヶ国語で書かれた説明書を居室に掲示しているほか担当職員が口頭でも説明している。

(6) LGBT の被收容者に対して特別の処遇をした人は何人いましたか。また、どのような処遇をしましたか。

性同一性障害の被收容者は 1 人いたが、すでに出所している。単独室に收容し、身体検査時には、男性の被收容者であるが本人の申出により、女性警備官が立ち会った。

3. 隔離および戒具の使用について

(1) 被收容者処遇規則第 1 8 条（以下、「規則」という。）に基づく隔離処分は、同条各号に以下のように規定されています。

ア 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為（第 1 8 条 1 項 1 号）

イ 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害した（第 1 8 条 1 項 2 号）

ウ 自殺又は自損（第 1 8 条 1 項 3 号）

（国会議員からの質問に対する法務省の回答では）東京入管、名古屋入管、大阪入管における隔離件数は以下の状況でした（2017 年 1 月 1 日～11 月 30 日）。

入管名	1 8 条 1 項 1 号該当	1 8 条 1 項 2 号該当	第 1 8 条 1 項 3 号該当	隔離件数
東京	18	26	18	61
名古屋	35	18	10	59
大阪	31	31	4	66

大阪入管における、それぞれの隔離事由別の隔離中の戒具使用件数をお教えください。

統計を取っていないため、回答できない。

他の 2 施設と比較して大阪入管の隔離件数が多く、特に 1 8 条 1 項 2 号該当件数が突出していますが、原因は何だと思われますか。

隔離の原因は様々であるため、突出している原因を特定することは困難である。

また、隔離日数別の件数は以下の通りでした。

入管名	1 日未満	1 日以上 2 日未満	2 日以上 3 日未満	3 日以上 4 日未満	4 日以上 5 日未満	5 日以上 10 日未満	10 日以上
東京	6	2	1	32	20	0	0
名古屋	1	10	19	23	6	0	0
大阪	0	0	18	1	43	3	1

他の2施設と比較して大阪入管では4日以上の隔離件数が突出して多い原因は何だと思われますか。

隔離期間は言動、性格、病状、精神状態、健康状態、隔離に至った行為などを総合的に考慮して決定している。これらは個々の被収容者によって異なるので、4日以上の隔離件数が多い原因を一概に回答することは困難である。

(2) 規則第19条に基づく戒具の使用は、下記においてそれぞれ何件ありましたか。また、その使用は必要最小限度の範囲内であるか所長等は確認をしましたか。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 一 逃走のおそれがあり、防止方法がない(第19条1項1号) | 0件 |
| 二 自己または他人に危害を加え、防止方法がない(第19条1項2号) | 9件 |
| 三 収容所等の設備、器具その他の物を損壊(第19条1項3号) | 3件 |

戒具は原則として所長等の命令によって使用するが、命令を受けるとまがなく戒具を使用した場合には速やかに所長等に報告しているため、所長等は使用理由や使用状況等を確認している。

(2) 外部医療機関護送時に戒具(手錠・腰縄)を使用した件数は何件ですか。そのうち、医師等による診察時にも戒具を使用した件数は何件ですか。これらの統計を取っていない場合には、それぞれ約何割に戒具を使用しましたか。また、診察時にも戒具を使用した場合の判断基準について教えてください。

外部医療機関連行件数は279件。外部医療機関連行時には原則戒具を使用しているが、使用しないこともあり得るが統計を取っていない。診療の際の戒具の装着についても統計を取っていないので回答することは困難である。

(3) 外部医療機関護送時に戒具を人目につかないようにする措置を取られていますか。また、戒具を装着している被収容者の診察を医師が拒否したことはありますか。

手錠に布製のカバーを被せて手錠本体が人目に触れない様に配慮している。また、待機時間が発生した際には護送車両内で待機するなど人目に触れない様に配慮している。また、裏口や救急搬送口などを利用して搬送して人目につかない様に配慮している。また、事前に病院側に戒具を使用することを事前に伝えてあるので、戒具使用によって診察を拒否されたことはない。

(4) 外部医療機関移送時は「被収容者処遇規則」ではなく、「違反調査及び令書執行規定」が適用されるとのことですが、外部医療機関護送時に戒具を使用されることに対して、被収容者からの苦情は何回ありましたか。

統計を取っていないので回答は困難である。

(5) 戒具(金属手錠、革手錠および捕縄)の現物を見せていただけませんか(一昨年の参観時に、事前に申し出ればご検討いただけるとのことでした)。

第1種手錠(金属製で警察官が使用するものと同じもの)、第2種手錠(手首を入れるところが筒状になっていてさらに左右が固定されているので第1種よりも自由がきかない)、第一種捕縄(ただのロープ)、第二種捕縄(ロープの一端にワイヤー製のループが付いていて、簡単に腰に装着できるようになっており、他端に第1種手錠が付けられる様になっていた)を開示、実演。第1種手錠には手首が太い人向けのLサイズもあった。青い布製の手錠カバーも持ってきて、第一種手錠の上から被せてもらったが、両手を前に揃えているのでカバーの下に手錠があるのは容易に推察される感じであった。革手錠はすでに廃止されたので開示無し。

外部医療機関での診療中には、CT検査などの時など医師の指示があれば手錠を外すこともある。耳鼻科や眼科などでは装着したままでも診療ができるのでそのままにしている。救急搬送の場合には戒具を装着しないこともある。

4. 難民認定申請者について

(1) 下記にあたる人数を教えてください。

ア 難民認定申請者総数、そのうち上位5カ国の出身国別数、及び仮滞在者の数、
収容中に難民認定申請した総数 40 名。イラン7名、ベトナム6名、ナイジェリア5名、パキスタン3名、ペルー3名。仮滞在許可者 0。

難民認定申請者及び仮滞在者のうち、

それぞれ、女性の数、男性の数、LGBT の人の数、18 歳以下の数

女性 1 名、男性 39 名、LGBT については集計していないので統計が存在しない、18 歳以下の数 0

イ 難民申請一次認定者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数

どちらも無し

ウ 難民申請一次不認定者のうち、異議申し立てをした者の総数、上位5カ国の出身国別数、

収容中に審査請求を行なった総数 28 名。イラン6名、エジプト5名、ベトナム4名、ペルー3名、フィリピン2名

エ 異議申し立てをした者のうち、認定者数、棄却/却下者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数、異議申し立てを取り下げた者の数と、それぞれ上位5カ国の出身国別数

認定者 0 名、棄却 4 名、人道的配慮を理由に在留を認めた者 0 名、異議申し立てを取り下げた者 8 名

オ 貴局管轄において退去強制処分を受けた被収容者数、仮放免申請の件数及びそれを不許可にした件数、仮放免処分を受けた件数

退去強制令書発布件数 545 件、仮放免申請の件数 238 件、それを不許可にした件数 148 件、仮放免許可件数 83 件

カ 関西空港支局における、一次庇護上陸許可申請数、同許可数、難民認定申請数、空港支局の平均収容日数。

一次庇護上陸許可申請数 2 件、同許可数 0 件、難民認定申請数 1 件、平均収容日数 1.2 日。

(2) 1 の (3) で難民認定申請中の被収容者からの仮放免申請が全く認められなかったとのことですが、収容中は難民認定申請に関わる資料(出身国情報、迫害事実の証拠など)を集めるために故国に電話などで依頼する必要がありますが、例えば大阪入管からイラン及びウガンダへの通話料は 10 分間で幾ら発生しますか。また、これらは仮放免中であれば無料で通話する方法もあるにも関わらず、収容中のために発生する費用です。難民保護の観点から、これらの費用を国で支弁していただくことはできませんか。

イランへの通話料は昼間一般電話 2800 円(公衆電話は 3 分で 1000 円)、ウガンダへは一般電話 2700 円(公衆電話は 3 分 10 秒で 1000 円)かかる。国費支弁の予定無し。

5. 入国者収容所等視察委員会の意見等について

(1) 平成28年4月28日に視察委員会から、「長期被收容者が多いことから、長期收容施設に準じた対応の必要性を感じている。看守勤務員や看護師が懇切丁寧に面接を行うことは了とするものの、心理学の専門家ではないことから、被收容者のストレスを緩和するため、臨床心理士によるカウンセリングの導入について積極的に検討していただきたい。」との意見が出され、それに対して貴局から、「検討中」として、「平成27年10月に西日本入国管理センターが閉鎖されたことを受け、長期被收容者が増加傾向にあるので、本年度は予算面及び被收容者からの申出を考慮した上で対応することとし、来年度以降については、予算要求の可否も含め関係各所と調整を図っていく。」と報告されています。その後の経過についてお教えてください。

現時点においても検討中。

(2) 平成29年1月10日には、「情報提供資料では、一昨年に比べて庁内診療件数が顕著に減少しており、被收容者から診療を受けられないとの声も数多く示されたことから、診療の必要性を適切に見極めた上で、受診を求める者が受診できるような診療体制の構築及び運営を図っていただきたい。」との意見が出され、それに対して貴局から、「講じず」として、「被收容者の診療については、24時間勤務の見張勤務者による被收容者の動静把握や看護師による健康相談等により得られた情報を囑託医師に的確に伝えられるように診療室と緊密に連携し、診療の必要性を適切に見極めることができる診療態勢をとって、診療が必要な被收容者に対する適切な医療を実施している。」と報告されています。一昨年と昨年の診療が受けられないことに対する苦情件数をお教えてください。

質問の苦情件数については統計資料がないので答えられないが、診療申し入れに対する不許可件数は一昨年390件、昨年120件であった。

(3) 同じく、「收容の長期化により被收容者のストレスが高まることで、様々なトラブル事象が生じ、その結果職員の負担も増加するといった、相乗効果で悪い連鎖となることが懸念されるところ、被收容者のストレスを高めないように、收容の長期化に見合う処遇環境に整備いただきたい。」との意見が出され、それに対して貴局から「講じず」として、「被收容者の処遇については、入管法第61条の7第1項の規定に従い、保安上支障がない範囲内で最大限の自由を与えているところ、收容の長期化による被收容者の増加やその性質の変化に応じて、職員の配置や收容区分(区域)等を検討し、対応している。また、貴委員会からの意見を心得、運動用具、娯楽用具の導入、開放処遇時間の拡大、公衆電話の使用時間帯の拡大など、逐次、処遇環境を改善しているほか、被收容者間の家族面会に関しても、個別事情に配慮して、十分な機会を設けて実施している。なお、処遇職員は必要に応じ、被收容者と個々に面接するなどしてコミュニケーションをとり、被收容者の心情安定が図られるよう努めている。」と報告されています。処遇環境などの改善内容と実施時期について具体的にお教えてください。また、今後の計画についてもお教えてください。

従来からサッカーボールなどを貸し出しているところ、昨年1月30日からウォーターダンベルを導入しているが特に男子からは好評である。トランプ、将棋、チェスを貸与している他、開始時期は明らかではないが私物のオセロやボードゲームの利用許可を予定しているほか、保安上支障がないと判断した際にはこれらの持ち込みを許可している。解放処遇の時間についてはこれ以上の延長は考えていない。H27年3月1日より閉鎖処遇中に居室内で電話を許可している。実施時間は十分に幅をもたせているのでこれ以上の時間拡大は考えていない。家族面会については領事面会室を利用し、H29年6月19日から被收容者からの申し出に基づき事情を考慮した上で、幼児との仕切りのない部屋での面会を実施している。

(4) 同じく、「被收容者のストレスを少しでも軽減するために、設置されている電話の間に、それぞれ距離を置くとともに、衝立を設置していただきたい。」との意見が出され、それに対して貴局から「検討中」として、「現在、当局收容場は各收容区域ホール内の自動販売機横に3台の電話を設置している。施設構造上、それぞれの電話に距離をとることは困難であるが、衝立等の設置に関しては、被收容者の利用実態を踏まえ、予算及び保安面を考慮の上、可否について積極的に検討する。」と報告されています。その後の経過をご説明ください。

近く視察委員会へ報告する予定なので、今日時点では説明を控えたい。

(5) 視察委員会からの貴局への意見並びにそれに対する貴局からの報告内容は被收容者にはどのように告知していますか。

被收容者への告知は行なっていないが、法務省ホームページで公開されているので、被收容者は面会、で、電話などを通じて情報を得ることはできる。

以上

その他、質疑応答

Q;インターネットを利用すれば、無料で通信が可能だが、インターネットの利用許可できないのか。

A;将来については分からないが、現状では予定はない。

Q;大阪は2年以上の收容が多いが、難民申請者の仮放免は3年くらいないと思うのだが、1年をすぎると大村に移送されることが多いが、1年を過ぎても大阪での收容を続ける人もいる。この振り分けはどうなっているのか。

A;受け入れ側のセンターの状況とか、被收容者個々の事情があるので、順番に移送するというわけではない。

Q;長期收容になっているので、大阪入管をそれに対応する様にしていく方向性はないのか。

A;視察委員会からも提言をいただいているので、できる範囲で対応している。

Q;長期收容になるとメンタル面のケアも必要だが、差し入れも重要。センターは食べ物の差し入れが可能だがここはできない。食べ物は大事なので差し入れ許可が必要だと思うが。

A;食べ物の差し入れについては保安上支障があるので、断っている。

Q;購入可能な食料のリストを見せてもらえるか。

A;前もって申し入れしていただければ用意する。

Q;どの様なものが購入できるのか。

A;コーヒー、菓子、カップラーメンなどの食べ物、歯磨き歯ブラシ、下着類。

Q;收容期間が最長の人は

A;3年以上4年未満。

Q;官給食弁当の中身、献立を教えてもらえないか。

A;仕出し弁当の様な形が入っている。米飯の人は米飯、サラダ（ほとんどキャベツ）、メインのおかず（肉や魚）と付け合せ。宗教上食べられないものは対応している。

Q;職員は食べているか。美味しいか。

A;検食をしているが普通に食べられる。検食の日は弁当をもってこなくても足りている。

Q;ハラル食はあるか

A;厳密なハラルフードは食器、調理場も全て分ける必要があるが、予算的にも問題があるし、それに対応できる業者を見つけるのもなかなか難しい。それに準じた豚肉を使わないなどの方法で対応している。

Q;お祈りの場所はあるか。

A;ない。

Q;次回参観時に予約しておけば、実費を払って官給食を参加者が食べることはできるか。

A;申し出してもらえれば検討するが、その場合には食事の時間と参観の時間を分けるなどする必要が出てくる。または一週間分の食事の写真を提供することは可能。

Q;厳密なハラル食を提供していないとなると厳格な方は食べられなくなる。そういう人に限って食べ物の差し入れをすることはできないか。

A;差し入れはできない。そういう人も官給食を食べられない場合でもコンビニ購入品などを食べていて、何も食べていない人はいない。

Q;そうすると栄養的にも偏った食事になり人道上問題ではないか。どんどん痩せていく人もいた。また、コンビニには厳密なハラル食はない。差し入れが無理なら、厳密なハラル食を購入できる様にしてほしい。

A;要望は承るが直ちに対応できるものではない

Q;ラマダンに対応しているのか

A;ラマダン参加の人に対しては日が暮れてから食事を提供している。

Q;西日本センターの跡地はどうなっているのか。他の施設になっているのか。

A;法務省の施設のままで、職員が常駐はしている。

Q;家族面回数の統計はあるか

A;統計はない。

Q;隔離室を見たことがないが、どの様な部屋か。

A;前回参観時に居室を開示したが、その際の単独室と同じくらい(3畳から4畳くらい)の大きさの畳部屋で、奥に衝立のあるトイレと洗面台がある。窓はあり、採光はできる。テレビ、給湯設備はない。開放処遇はなく、外に出るのは入浴、洗濯くらい。

Q;西日本センターが閉鎖され女性の収容施設は大村センターにはないので、女性はここから移送できなくなったが、大阪で女性の最長収容者は。また、1年以上の人は何人いるか。

A;2年から3年の人がいる。何人かはあらかじめ質問してもらわないと答えられない。女性の長期収容者への対応は大村に女子収容区域を作るのか、大阪を長期収容に対応できる様にするのかなど考えられるが、どうするのか決まっていない。

以上

(文責：津田秀一)